

第2期鳴門市スポーツ推進計画
(骨子案)

令和6年8月29日

鳴門市 市民生活部 スポーツ課

市長挨拶文

○○○○○.....

.....

.....

.....

.....

.....

目 次

1. 第2期スポーツ推進計画の策定にあたって	
(1) スポーツ推進計画の趣旨	1
(2) スポーツ意義	1
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画の期間	3
(5) 計画の基本理念と役割	4
(6) 計画の基本目標(案)	5
(7) 具体的な施策(案)	
基本目標1 スポーツで子どもたちを育てる「なると」	6
基本目標2 だれもがスポーツを楽しむ「なると」	7
基本目標3 スポーツが身近にあるまち「なると」	8
基本目標4 スポーツで地域がにぎわう「なると」	9

1. 第2期スポーツ推進計画の策定にあたって

(1) スポーツ推進計画の趣旨

本市では、平成27年2月にスポーツ推進の基本的な方向性を示す「第1期鳴門市スポーツ推進計画」を策定しました。平成27年度からの10年間の計画期間とし、令和2年度までの6年間の前期計画期間、令和3年度からの4年間の後期計画期間として、スポーツに関する施策を総合的に進めてきました。

この間、国においては、平成27年9月には「パリ2024オリンピック・パラリンピック」の開催が決定し、国民のスポーツへの興味・関心が高まる中、同年10月にスポーツ行政を一元的に推進・実施していく「スポーツ庁」が設置されました。

また、第1期計画期間中には、新型コロナウイルスの世界的な感染により、スポーツの分野も国際スポーツ大会の延期やコロナ禍での行動制限等による運動機会の減少など、大きな影響を受けました。

近年の日本の生活水準の向上や高齢化の進展は、健康の保持増進への意識・関心を高め、同時に、スポーツの価値や社会的役割の重要性も高まってきました。その社会的役割は、生活習慣病の予防や地域コミュニティの活性化、スポーツを通じた地域・経済の活性化など広範に拡大していますが、一方で、少子化の影響で学校単位での部活動の維持が困難になっていることや社会体育施設の老朽化などの問題も浮き彫りとなってきています。

今後の本市のスポーツ推進にあたり、これまで取り組んできた施策を充実・発展させる必要があることから、本市は「第七次鳴門市総合計画」で「スポーツの推進」に関する施策を掲げており、この取り組みをさらに推進するため、スポーツ基本法第10条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間の前期計画期間、令和12年度から令和16年度までの5年間の後期計画期間とする「第2期鳴門市スポーツ推進計画」を策定します。

(2) スポーツの意義

スポーツとは、次代を担う子ども・青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重し協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に資するものです。

また、年齢、性別、障がいの有無などを問わず、心身の健康の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養などにも重要な役割を果たすものであることから、健康で活力に満ちた社会の実現に不可欠なものであるとともに、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化などの地域課題の解決に寄与する可能性を有するものです。

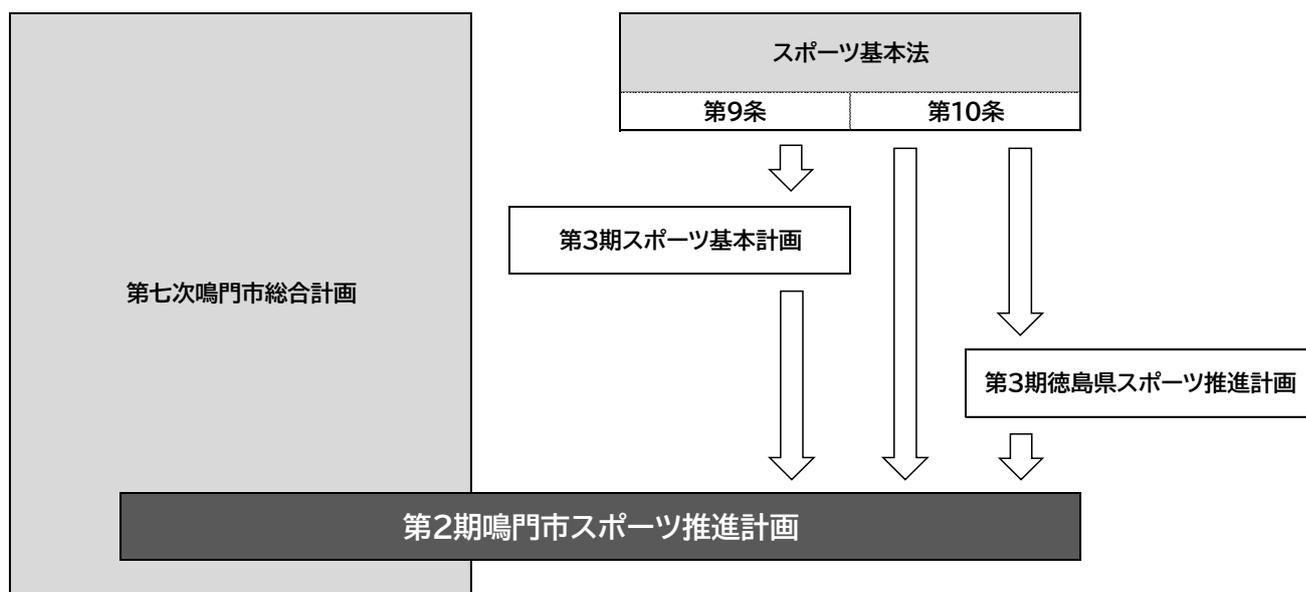
一方、トップアスリートが不断の努力により人間の可能性の極限を追求し、競技に取り組む姿は、多くの人々に誇りや喜び、夢や感動をもたらします。また、トップアスリートの活躍は、次世代のスポーツ選手の育成につながり、地域の競技スポーツの発展に寄与するものです。

(3) 計画の位置づけ

令和5年3月に策定された「第七次鳴門市総合計画」において、「豊かな人を育むまちづくり」の実現に向けた施策のひとつに「スポーツの推進」を掲げており、主要施策として「スポーツ活動の推進」及び「スポーツ施設の充実」に取り組むこととしております。

第2期鳴門市スポーツ推進計画は、多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツに関する施策を本市の特性に応じて自主的かつ主体的に推進するため、また、「第七次鳴門市総合計画」に掲げられた「スポーツの推進」に係る取り組みをさらに推し進めるために、スポーツ基本法第10条に基づき、令和7年度から令和16年度までの10年を計画期間として策定します。

●鳴門市スポーツ推進計画の位置づけ



●スポーツ基本法 第10条

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和13年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

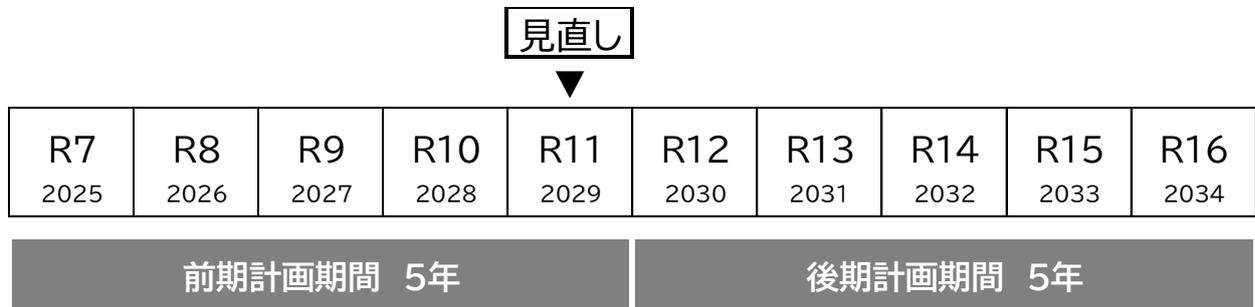
●第七次鳴門市総合計画

将来都市像	ひとが輝き持続可能な未来をひらくあらたな鳴門
基本目標	豊かな人を育むまちづくり、
基本方針	スポーツの推進
施策	1) スポーツ活動の推進 2) スポーツ施設の充実

【めざす姿】 子どもには健やかな心身の育成と体力の向上を、大人には自らの健康づくりを目的として、子どもから高齢者までみんなで元気に楽しむスポーツのまちをめざします。

(4) 計画の期間

令和7年度から令和16年度までの10年計画とし、令和11年度までの5年を前期計画期間、令和12年度からの5年を後期計画期間とします。



●関連する主な計画

第2期鳴門市スポーツ推進計画 令和7年度～16年度 10年間（前期5年／後期5年）

市) 第七次鳴門市総合計画 令和5年度～12年度 8年間（前期4年／後期4年）

国) 第3期スポーツ基本計画 令和4年度～8年度 5年間

県) 第3期徳島県スポーツ推進計画 令和5年度～9年度 5年間

●今後開催される本市に関する国際大会

令和9年度 ワールドマスターズゲームズ2027 関西

(5) 計画の基本理念と役割

スポーツは、心身の健康や体力の向上だけでなく、アスリートの活躍による感動の共有や、コミュニティの形成をはじめ、地域活性化、共生社会の実現など、人生を豊かにする力を持っています。

また、スポーツ基本法は、その前文においてスポーツをすることが国民の権利であると記載しており、本市においては、この法の理念に基づき、「〇〇〇〇〇」を計画の基本理念とし、市民の皆さんとの協働と、国、県、スポーツ団体をはじめとする関係者との連携によって、その基本理念の実現を図ります。

基本理念

(案1) 「スポーツうずまくまち なる」と ※第1期計画の基本理念

(考え方) 街中にスポーツがあふれ、スポーツを通して交流が生まれることで活気あふれるまちづくりを目指します。

(案2) 「スポーツでいきいき輝くまち なる」と

(考え方) 年を重ねても、健康でいきいきといつまでも楽しくスポーツを行うことができるまちづくりを目指します。

【参考】 スポーツ基本法 (平成23年 法律第78号) [前文]

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適正等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

(6) 計画の基本目標 (案)

基本目標 1 スポーツで子どもたちを育てる「なると」

スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある子ども・青少年の体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。

このため、学校における体育・スポーツ活動や地域のスポーツ活動の支援を行い、様々な種目に触れる機会を確保し、子ども・青少年の健全育成を目指します。

基本目標 2 だれもがスポーツを楽しむ「なると」

誰でも参画できるインクルーシブな社会を実現するため、年齢、性別、障がいの有無などを問わず、生涯にわたりライフステージに応じたスポーツ活動に取り組むことは、人間本来の身体を動かすという、生まれながら持つ欲求に応えるとともに、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進など、文化的な生活を営む上で不可欠なものです。

そのため、それぞれのステージに応じたスポーツ活動が行えるように、スポーツ機会の創出、活動の支援などを通じて、生涯スポーツの推進を図ります。

基本目標 3 スポーツがあふれる「なると」

市民がスポーツに親しむことができるスポーツ環境を整備することは、各世代の交流の機会を創出するとともに、地域社会の活性化及び一体感の醸成につながり、地域が抱える人間関係の希薄化などへの対応策の一つとして大変重要なものです。

このため、スポーツ協会やスポーツ推進委員会、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ関連組織との連携や市民との協働により、地域のスポーツ環境の整備に取り組みます。

基本目標 4 スポーツで地域がにぎわう「なると」

市民がスポーツに親しむことができるスポーツ環境を整備することは、各世代の交流の機会を創出するとともに、地域社会の活性化及び一体感の醸成につながり、地域が抱える人間関係の希薄化などへの対応策の一つとして大変重要なものです。

このため、スポーツ協会やスポーツ推進委員会、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ関連組織との連携や市民との協働により、地域のスポーツ環境の整備に取り組みます。

(7) 具体的な施策(案)

基本目標 1 スポーツで子どもたちを育てる「なると」

《現状と課題》

- アンケートによると、青少年の運動をしている割合については、全国平均を上回っています。
- 体力・運動調査によると、子どもたちの体力合計点が年々低下傾向にあります。
- 幼児期からスポーツ習慣を身に付けるため、関係団体と連携した取り組みが必要です。
- 生涯を通じて、子どもたちがスポーツを楽しめる環境の整備が必要です。
- 運動習慣の二極化が進んでいることから、運動部活動などの重要性が高まっています。
- 技術力の向上を図るため、全国大会などに出場する選手への支援や表彰を行います。

《基本方針》

--

《数値目標》

--

《具体的施策案》

施策1 子ども・青少年のスポーツ活動の推進

(内容)

- ① スポーツ活動機会の充実
- ② 体力・運動能力の向上
- ③ スポーツ少年団の活動支援
- ④ スポーツ大会等の開催(子ども・青少年)
- ⑤ スポーツボランティアとの連携
- ⑥ マルチスポーツの推進
- ⑦ 親子で運動・スポーツに親しむ機会の創出
- ⑧ アドバイザーの活用

施策2 学齢期の体育活動機会の充実

- ① 小中学生の体育活動の支援
- ② 全国大会等出場支援
- ③ 運動部活動改革の推進
- ④ 顕彰制度の推進(子ども・青少年)

基本目標 2 だれもがスポーツを楽しむ「 なる と 」

《 現状と課題 》

- アンケートによると、成人の週1日以上スポーツ実施割合は全国平均を下回っています。
- アンケートによると、成人のスポーツボランティアを行った割合は、全国平均を上回っています。
- 介護予防の一環としてスポーツを活用した健康づくりや体力づくりを進めることが重要となります。
- 競技スポーツにおける選手の活躍は、スポーツへの関心を高め、これを支援する取り組みが求められます。

《 基本方針 》

--

《 数値目標 》

--

《 具体的施策案 》

施策1 スポーツの参加機会の拡充

(内容)

- ① 日常的にスポーツに参加することができる機会の提供
- ② スポーツ大会等の開催 (成人)
- ③ 学校体育施設の活用
- ④ スポーツボランティアの拡充
- ⑤ 観るスポーツの機会の創出
- ⑥ スポーツ情報の発信

施策2 高齢者のスポーツ活動の支援

- ① 介護予防事業との連携
- ② 高齢者スポーツの支援

施策3 障がい者のスポーツ活動の支援

- ① 障がい者スポーツの支援
- ② 障がい者スポーツ・レクリエーション大会の支援

施策4 競技スポーツの支援

- ① 社会体育施設の優先使用
- ② 全国大会等出場支援
- ③ 顕彰制度の推薦 (成人)
- ④ 体幹バランストレーニングの普及促進

基本目標 3 スポーツが身近にあるまち「なると」

《現状と課題》

- アンケートによると、総合型地域スポーツクラブの市民の認知度が向上しています。
- 市民が参画するスポーツ環境を整備する上で、関係団体と連携していくことが必要となります。
- 住民のニーズに対応するため、スポーツ推進委員のさらなる資質向上を図ることが必要となります。
- 体育館とプールを兼ね揃えた新スポーツ施設の整備に向けて事業を推進します。

《基本方針》

--

《数値目標》

--

《具体的施策案》

施策1 スポーツ関連組織への支援

(内容)

- ① スポーツ協会への支援
- ② スポーツ推進委員会への支援
- ③ 総合型地域スポーツクラブへの支援

施策2 スポーツ活動における安全の確保

- ① スポーツ安全講習会等の開催

--

施策3 スポーツ施設の改修・整備の検討

- ① 新たなスポーツ施設の整備
- ② 既存施設の改修の検討

基本目標 4 スポーツで地域がにぎわう「 なると 」

《現状と課題》

- 官民連携で組織する「NARUTO スポーツコミッション」を立ち上げ、地域活性化に取り組んでいます。
- スポーツ大会・合宿誘致を推進するため、さらなる周知が必要です。
- ワールドマスターズゲームズ 2027 関西に向けて、関係機関とPR活動を実施する必要があります。

《 基本方針 》

--

《 数値目標 》

--

《 具体的施策案 》

施策1 スポーツによる交流人口の増加・地域経済の活性化

(内容)

- ① スポーツによる経済効果創出の仕組みづくり
- ② スポーツ大会・合宿誘致の推進
- ③ スポーツツーリズムの推進
- ④ 国際スポーツ大会を契機とした地域活性化
